

○町田市文化財保護条例

昭和52年4月1日

条例第30号

生涯学習部生涯学習総務課

町田市文化財保護条例(昭和35年12月町田市条例第24号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市指定有形文化財（第4条—第19条）

第3章 市指定無形文化財（第20条—第25条）

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第26条—第32条）

第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物（第33条—第36条）

第6章 市登録文化財（第37条—第47条）

第7章 町田市文化財保護審議会（第48条—第55条）

第8章 雑則（第56条—第58条）

第9章 罰則（第59条—第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町田市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識をたかめるとともに文化の向上に貢献することを目的とする。

（平17条例37・一部改正）

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（令2条例30・一部改正）

（市等の責務）

第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、これを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

- 4 町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内にある有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は都条例第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを町田市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による指定は、その旨を町田市公告式により告示（以下単に「告示」という。）するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生じる。

- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき又は都条例第4条第1項の規定による東京都指定有形文化財の指定があつ

たときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める町田市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別な事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失・毀損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(令2条例30・一部改正)

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し法令に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認

めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(令2条例30・一部改正)

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、

現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とする

ことができる。

- 4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。
- 5 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(平26条例43・令2条例30・一部改正)

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定

書を新所有者に引き渡さなければならない。

(中略)

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを町田市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを町田市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。以下同じ。）があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

(平17条例37・平26条例43・一部改正)

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。
- 4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったとき及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財又は東京都指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は当該市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 7 第1項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を解除した場合又は第4項の規定により市指定無形民俗文化財の指定が解除された場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又は団体の代表者に指定の解除を通知するものとする。

(平17条例37・一部改正)

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(中略)

第6章 市登録文化財

(平26条例43・追加)

(登録)

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、都条例又はこの条例の規定による指定を受けた文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる町田市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として町田市文化財登録台帳に登録することができる。

(1) 町田市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）

(2) 町田市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）

(3) 町田市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）

(4) 町田市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）

(5) 町田市登録史跡、町田市登録旧跡、町田市登録名勝又は町田市登録天然記念物（以下これらを「市登録史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）

2 市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡旧跡名勝天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をするには、教育委員会は、あらかじめ登録しようとする有形文化財、有形民俗文化財又は史跡、旧跡、名勝若しくは天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、市登録無形文化財の登録をするに当たっては、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、所有者及び権原に基づ

く占有者又は保持者若しくは保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

- 5 市登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生じる。
- 6 市登録有形文化財等を登録したときは、教育委員会は、当該市登録有形文化財等の所有者に登録書を交付しなければならない。
- 7 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の登録をした場合に、当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。
- 8 教育委員会は、第1項の規定による登録をした後においても、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 9 前項の規定による追加認定には、第4項の規定を準用する。

（平26条例43・追加）

（抹消）

第38条 市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。

- 2 市登録文化財が法、都条例又はこの条例の規定による指定を受けたときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 3 教育委員会は、市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者から当該市登録有形文化財等の登録の抹消の申出があつたときは、その登録を抹消しなければならない。
- 4 市登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

- 5 第1項及び第3項の規定による登録の抹消には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第2項の規定による登録の抹消及び第4項の規定による認定の解除には、前条第4項の規定を準用する。
- 7 前2項で準用する前条第4項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたときは、所有者は、速やかに当該市登録有形文化財等の登録書を教育委員会に返付しなければならない。

(平26条例43・追加)

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第39条 市登録有形文化財等の所有者は、この条例並びに教育委員会規則及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市登録有形文化財等を管理しなければならない。

- 2 市登録有形文化財等の所有者は、特別な事由があるときは、専ら自己に代わり当該市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者（以下「市登録有形文化財等管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により市登録有形文化財等管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録有形文化財等管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 市登録有形文化財等管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(平26条例43・追加)

(現状変更等の届出)

第40条 市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(平26条例43・追加)

(市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財の公開)

第41条 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財を出品することを求めることができる。

2 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に対し、3箇月以内の期間を限って、当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財の公開を求めることができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(平26条例43・追加、令2条例30・一部改正)

第42条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第46条第4号の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(平26条例43・追加)

(中略)

(保存に関する助言等)

第45条 教育委員会は、市登録文化財の保存及び活用について必要があると認めるときは、市登録文化財の所有者若しくは市登録有形文化財等管理責任者、保持者若しくは保持団体又は保存に当たることを適当と認める者に対し、助言又は指導をすることができる。

2 教育委員会は、市登録無形文化財又は市登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他の措置を講ずることができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者に対し、当該市登録有形文化財等の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(平26条例43・追加)

(所有者の変更等の届出)

第46条 市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 所有者を変更したとき。

(2) 所有者又は市登録有形文化財等管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(4) 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

るとき。

(5) 市登録史跡旧跡名勝天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事由が生じたとき。

(平 2 6 条例 4 3 ・ 追加、令 2 条例 3 0 ・ 一部改正)

(保持者の氏名変更等の届出)

第 4 7 条 市登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

(平 2 6 条例 4 3 ・ 追加)

(中略)

第 9 章 罰則

(平 2 6 条例 4 3 ・ 旧第 8 章繰下)

第 5 9 条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(平 2 6 条例 4 3 ・ 旧第 5 0 条繰下、令 2 条例 3 0 ・ 旧第 6 1 条繰上 ・ 一部改正)

第 6 0 条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(平 2 6 条例 4 3 ・ 旧第 5 1 条繰下、令 2 条例 3 0 ・ 旧第 6 2 条繰上 ・ 一部

改正)

第61条 第14条(第36条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(平26条例43・旧第52条繰下、令2条例30・旧第63条繰上)

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平26条例43・旧第53条繰下、令2条例30・旧第64条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町田市文化財専門委員の設置に関する条例の廃止)

2 町田市文化財専門委員の設置に関する条例(昭和36年3月町田市条例第10号)は、廃止する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「文化財専門委員」を「文化財保護審議会委員」に改める。

別表第1職名の欄中「文化財専門委員」を「文化財保護審議会委員」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の町田市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別の市文化財として指定されている市文化財は、第4条、第20条、第26条及び第33

条の規定により、同表の左欄の市文化財の種別に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定の文化財として指定されたものとみなす。

左 欄	右 欄
市重宝	市指定有形文化財
市技芸のうち工芸技術に係るもの	市指定無形文化財
市技芸のうち郷土芸能に係るもの	市指定無形民俗文化財
市郷土史料	市指定有形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 7 条第 1 項の規定により交付されている指定書は、第 4 条第 5 項（第 2 6 条第 2 項及び第 3 3 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定により交付された指定書とみなす。

6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 1 1 条の規定により選任され、教育委員会に届出のなされている管理責任者は、第 6 条（第 2 9 条及び第 3 6 条で準用する場合を含む。）の規定により選任され、教育委員会に届出のあった管理責任者とみなす。

7 この条例の施行前に、改正前の条例第 1 5 条の規定により管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている市文化財の有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 7 年 6 月 3 0 日条例第 3 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市文化財保護条例の規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日条例第 4 3 号）

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 0 日条例第 3 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。